

かわへ

議会だより



平成28年8月4日

第148号



わが町「川辺町」(八坂山より望む)

八坂山の展望台は、「ふるさと愛好会」の皆さんにより整備され、川辺町が一望できる景勝地のひとつとなっています。

川辺町合併60周年
清流に輝く笑顔と川辺の輪



目次

- ・ 第2回定例会 2
- ・ 委員会審査 2
- ・ 議会まめ知識 3
- ・ 議案ピックアップ 4
- ・ 審議結果一覧 5
- ・ 一般質問 6
- ・ 議会日誌 16
- ・ 編集後記 16

第二回定例会

一般会計補正予算を可決


平成28年第2回定例会が、6月7日から17日の会期で開催されました。報告案件1件、承認案件4件、議案6件を審議しました。いずれも原案のとおり可決しました。

委員会審査

6月定例会初日に提案された5件の議案は総務委員会に付託され、6月7日からの日程で審査が行われました。条例案件・予算案件について延べ29件余りの質疑応答を経て、討論および採決の結果、提案された全ての議案について全会一致で可決すべきものと決定しました。

なお平成28年度川辺町一般会計補正予算（第1号）の審査では、附帯決議案が委員から提案され、採決の結果、賛成多数により、附帯決議を付することに

決定しました。（決議内容は、5ページに記載）
委員会での質疑応答の主なものは次のとおりです。

 **【総務委員会】**
地方公共団体の議会が条例で設置する委員会のうち、一定の部門の公共団体の事務に関する調査及び議案、請願等の審査を行わせる常任委員会のこと。

委員会での主な質疑応答

【平成28年度一般会計補正予算について】

Q まちの賑わい創出事業に印刷製本費が50万円計上されているがその内容を伺いたい。

A また機器購入費が計上されているにも関わらず、機器選定等の委員会の委員報償金が計上されているのは、その機器の選定をしていただく必要があるためか。

A 印刷製本費の内容は、トレーニング機器を各高校や大学などのスポーツ部へPRするためのパンフレットの作成と折り込み広告を予定しています。

機器選定委員会については、予算計上した機器の中でより効率の良い機器を選定するために見識者の意見が必要と考えています。

Q まちの賑わい創出事業を一過性で終了するのでなく、中長期に事業を展開するなどの戦略が大切と考えるが、今後の方向性を伺いたい。

A 目標年次は5年後の平成33年度で、合宿やポートイベントの誘致により町内に訪れる方々を増やし、宿泊者数や町内消費の増加を目標としています。

また当地で練習をしている方々の中から、オリンピック選手を輩出したと考えています。さらには、2020東京オリンピックを見据え、日本代表クルーや海外選手の合宿地として、誘致することにより交流を通じた町の活性化を図りながら事業を実施していきます。

Q まちの賑わい創出事業で、2つの委員会を組織する予定となっているが、それぞれの委員会の業務内容を伺いたい。

A 委員会には、「(仮称)川辺スポーツコミッション」と「機器選定・プログラム及び講習会策定委員会」の2つがあります。(仮称)川辺スポーツコミッションは、事業全体を構築するための組織で、構成員は日本・県・町・ポト協会、ポト部がある近隣高校のポト部顧問、岐阜大学・岐阜経済大学、町内の金融機関などの方々です。機器選定・プログラム及び講習会策定委員会は、この下部組織として、機器選定やプログラム及び講習会を策定する委員会です。委員は、兼ねる方もあります。

Q 担い手育成支援事業と経営体育成支援事業の相違は。

A 経営体育成支援事業は、国の事業で、国からの間接補助

です。補助基準は、基本的には同じ内容となっていますが、経営体育成支援事業の対象となる事業者は「人・農地プラン」に位置づけられた担い手と限定されています。担い手育成支援事業については、認定農業者若しくは経営体育成支援事業対象の担い手が対象となっています。また、補助限度額は、100万円となっています。

Q 耕作放棄地対策で担い手育成支援は重要と考えるが、

国の補助が不採択の場合でも、町単独で補助金を交付されることに疑問があるが、町の考え方を伺いたい。

A 町の農業は、後継者不足や高齢化等により若い世代が農業をしない状況にあり、その結果、耕作放棄地が増加傾向にあります。この耕作放棄地を放置しておくことは、様々な問題が生じます。川辺町では、農地を保全していくことが必要と考えており、この農地を保全するためには、「人・農地プラン」に位置づけられた方々や認定農業者の方々に保全を進めていただくことが良策と考えています。

【川辺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について】

Q 今回の改正は、今後起こりうる問題の対策として改正されたものと思われるが、川辺町も改正する必要があるのか伺いたい。

A 今のところ、町内には該当する事業所はありません。

昨年の制度改正以降0、2歳児の入所希望が増加傾向にあり、第一・第二保育所では受け入れられない場合は、第三保育所に対応している状況です。他の市町村で民間による小規模保育所が徐々に建設されている状況であることを踏まえ、当町でも対応できるよう改正を行うものです。



議会まめ知識

Q 「町長」と「議員」の違いは？

A 町長も議員もどちらも選挙で選ばれるので、同じように感じるかもしれませんが、仕事の内容が違います。

①町長の仕事

役場で行っているいろいろな仕事（学校を作ったり、道路を直したりします。）を、職員を使って実行する人です。

②議員の仕事

町長が行おうとするいろいろな仕事や予算などのプランについて、実行するべきかどうかを決めます。（議員が意見を出して、話し合っ決めて決めます。意見が違うときは多数決で決まります。）

Q 定例会や臨時会以外の時には、議員は何をしているのか？

A 地域の行事や学校・保育園の行事にも参加します。町で行う会議のほかにもいろいろな団体の会議に参加することもあります。議長は1年間に200日以上、いろいろな会議や行事に参加しています。会議や行事がないときは、町のやっている仕事について調べたり、町民の方の意見を聞いたりして、皆さんのために活動しています。（仕事を持っている人は、その間に自分の仕事もします。）

議案ピックアップ

報告案件

【平成27年度川辺町一般会計繰越明許費繰越計算書】

平成27年度一般会計予算のうち、固定資産台帳等整備委託事業（909万6千円）と庁内情報セキュリティ強化対策委託事業（4,862万2千円）、総額5,771万8千円について平成28年度に繰り越したことを報告しました。



【繰越明許費】

歳出予算のうち、年度内に支出が終わらないと見込まれるものを翌年度に支出できるようにする制度



【専決】

議決を要する事件で、議会を招集する時間的余裕がない時には、町長はその事件の処分をすることができます。この場合は、次の議会において報告し、承認を得ることになっています。

条例案件

【川辺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例】

児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたため、省令に準じて保育士配置要件の緩和を図るとともに、建築基準法施行令の改正に伴う、避難用設備の構造要件の改正を行いました。

【川辺町税条例等の一部を改正する条例（専決）】

地方税法等の一部改正に伴い、税条例の該当部分について改正を行いました。

- ・法人税割の税率の引き下げに伴う改正
- ・軽自動車税グリーン化特例の1年延長に伴う改正
- ・所得控除に医薬品等の購入が新設 など

【川辺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（専決）】

地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額、減額基準額の改正を行いました。

各会計補正予算

一般会計ほか特別会計において、追加の財政需要に対する予算の補正が行われました。

【一般会計補正予算（第1号）の主な内容】

（歳出）

- ・地区集会施設整備補助金(89万円)
- ・下水道事業特別会計繰出金(530万円)
- ・トップアスリートによる、まちの賑わい創出事業(1,750万円)
- ・農業機械等導入助成事業(100万円)
- ・経営体育成支援事業(▲165万円)
- ・個人番号カード発行等業務委任交付金(247万9千円) など

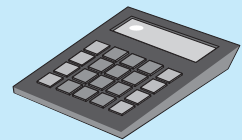
これらの補正の財源として

（歳入）

- ・加速化交付金(1,750万円)
- ・個人番号カード交付事業費補助金(247万円9千円)
- ・経営体育成支援事業補助金(▲165万円)
- ・普通財産売却収入(251万円)
- ・とうしん地域振興協力基金助成金(30万円) など

【その他特別会計補正状況】

会計名	補正額
国民健康保険事業	43万8千円増額
下水道事業	620万円増額
農業集落排水事業	35万円増額



契約案件

【川辺町児童発達支援事業施設新築工事】

- ・契約金額 98,064,000円
- ・工期 平成29年1月31日
- ・契約の相手方 株式会社 市川工務店可児営業所

こんなことが決まりました

平成28年6月定例会審議結果

件名	採決状況 (賛成：反対)	結果
平成27年度川辺町一般会計繰越明許費繰越計算書		報告のみ
専決処分について承認を求める件 《川辺町税条例等の一部を改正する条例》	賛成 8：反対 0	承認
専決処分について承認を求める件 《川辺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例》	賛成 8：反対 0	承認
専決処分について承認を求める件 《平成28年度川辺町一般会計補正予算（専決第1号）》	賛成 8：反対 0	承認
専決処分について承認を求める件 《平成28年度川辺町一般会計補正予算（専決第2号）》	賛成 8：反対 0	承認
川辺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	賛成 8：反対 0	可決
平成28年度川辺町一般会計補正予算（第1号）	賛成 8：反対 0	可決 (附帯決議)
平成28年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	賛成 8：反対 0	可決
平成28年度川辺町下水道事業特別会計補正予算（第1号）	賛成 8：反対 0	可決
平成28年度川辺町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	賛成 8：反対 0	可決
川辺町児童発達支援事業施設新築工事請負契約の締結について	賛成 8：反対 0	可決

附帯決議

議案第32号 平成28年度川辺町一般会計補正予算(第1号)の執行にあたっては、次の事項に十分留意して取り組まれることを強く求める。

記

1 トップアスリートの合宿・大会誘致によるまちの賑わい創出事業について

川辺町の特徴であるダム湖周辺の景観を活かした「まちづくり」を進められることは賛成するものである。前回のアスリートと地域との交流活性化・健康増進事業では、町の創意と工夫がなかったことなどの要因により不採択となったものと思料される。

今回は、前回の不採択を深く反省し、その轍を踏まないよう町の創意と工夫をもって最善を尽くして取り組まれない。

また、町民全体に波及するような事業展開ができるよう中長期の視点から進められたい。

2 担い手育成支援事業について

本補正予算において、農業振興の補助金が計上され農業の担い手育成が図られていることは賛成するものである。しかし、町の農業政策の方向性が曖昧模糊と思われるので、町の農業政策の方向性を明らかにして、今後町としての農業政策を確立されたい。

以上決議する。

平成28年6月17日

総務委員会

一般質問

6人の議員が質問・13人が傍聴

佐藤 満議員

ご質問

問 一般会計予算に
関する附帯決議

その後の対応は、

先の定例議会に於いて提出された予算案を採決するに当たり、8項目の意見を示した附帯決議を議会として議決しました。

放課後児童クラブの入所困難児童の項目については、同定例議会の委員会で改善意見したのを受けて早速措置をされましたが、その他7項目についてはどの様に対応されるのか伺います。

答 決議の趣旨が生かされるよう配慮します

【参事】

一番目の「財政健全化について具体的な方針が

感じられないため、行財政改革を遂行し、行動・実践による財政の健全化に取り組むこと」と二番目「第5次行政改革の成果を議会に報告し、第6次行政改革への道筋をつけて前進すること」を趣旨としてのご意見です。

財政健全化については、収納率の向上やオークションの活用など継続的に進んでいる施策が内部的な取り組みとなつていくこと、新たな自主財源の確保として行っているふるさと納税への取り組みなどが、目立ちにくいことにも起因した評価であると推察しています。

行革大綱にて予定している諸施策のうち実施にまで至っていない事項もあることから意見をいただいたものと考えています。第5次行政改革については本定例会休会中に平

成27年度末における実施状況の報告をしました。それによれば皆様より厳しい意見などをいただき、真摯に受け止めた上で本年度中に策定を予定している第6次行政改革大綱の策定に向けて前進していきます。

これまでは削減・縮小に關した行政改革が行われてきたことも考慮し、新たな行政改革大綱では、目的を明確にした上で、削減縮小の方向性だけでなく、住民の福利を考慮したサービスの提供も考え合わせその方向性・道筋を考えていきたいと思

います。3番目の「経費全般について行政評価を行い、政策効果の乏しいものについては執行を凍結するなど重点化・効率化に取り組むこと」との指摘です。予算は、実施計画策

定時・予算ヒアリング時にその必要性について検討を行っていますが、国・県の動向や町としても当然その執行時において検討が必要と認識しており、今回の指摘は、改めてその点について指導があつたものと受け止めています。今後その方針を守り取り組んでいきます。

4番目の「補助金・負担金・扶助費に關して必要性を検証し、効果的な執行を行うように」との指摘です。指摘の中では社会福祉協議会補助事業にふれ、当該団体の補助金の妥当性を検証せよとなつています。補助金・負担金・扶助費等について全般的な必要性の検証を行わなければならないのはもちろんのことと認識して、今後も鋭意取り組みたいと考えています。

5番目の「川辺町が借り入れを行っている地方債のうち利率が高いものについて借り換えや繰り上げ償還を行うこと」との意見です。平成19〜24年度までの臨時特例措置として、公的資金保証金

免除繰り上げ償還の制度が設けられ、当町も5%以上の利率の町債を繰り上げ返済しています。県としても必要に応じて国に対して働きかける努力をするとしております。

6番目の「空き家対策」についてスピード感をもって町の活性化につながるよう諸施策の展開をせよ」との提言です。昨年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、空き家に対する行政の関与が大きく認められるようになりました。空き屋バンクの制度制定に向け関係各課担当者で組織しています「空家連絡会議」で協議するとともに、他の計画や事業との連携も念頭に「空屋等対策計画」の中に盛り込み事業の推進を図りたいと思います。

7番目の「少子化対策」への積極的な取り組みと、保育料無料化枠の拡大に努めよ」との意見です。少子化対策全般については「川辺町子ども・子育て支援事業計画」「川辺町総合戦略」に掲げられた諸事業の積極的な進捗を図っているところです。保育料の無料化枠の拡大については、この4月から国の多子世帯や一人親世帯等の軽減措置に加え、18歳未満の児童が3人以上いる年収約470万円未満の世帯の第3子以降の無料化を、県の補助を受けつつ9月より開始し、子育て世帯の経済的負担の軽減に取り組む予定です。財源は今後の財政状況、第5次・第6次の行政改革の結果等を踏まえて判断すべきものと考えています。

附帯決議は一般会計予算だけでなく、町の行財政全般に対して議員の皆様が懸念していることについての意見として承りました。今後指摘のあった点について、議決いただいた予算の目的が達成できるよう執行に留意し、変更の必要がある時は提案申し上げ、決議の趣旨が生かされるよう配慮していきます。

問 一般質問に対する執行部の対応について

行動や対応の報告を一般質問はそれぞれの議員が意見や要望等を執行部に述べて改善や改革を促しています。議会での答弁の中では検討したとか、力を入れていきたくて判断すべきものと考えています。

味がないので、実施可能で必要な事は実行に向けて努力して頂きたい。私の場合では駅西地域道路の話については、県へ補助事業として申請したいとの話でしたがどのようになったのでしょうか。先回の定例会では少子化対策については力を入れていきますでしたが、どのような具体策となったのでしょうか。高齢者の社会参加と一生現役で働ける町づくりについては、シルバー人材センターの充実を図る必要があるのですがどんな行動をされるのでしょうか。一般質問は個々の議員がしたのと言っても、本会議の中で行われているものは、議会に対して行動とは、議会に対して行動や対応の報告があっても良いのではないのでしょうか。答弁をお願いします。

諸会議で説明・報告等に努めていきたい

【参事】 一般質問は、行財政全般にわたる政策的論議であり、議員の大切な活動として位置づけられ、住民の関心と期待を集めるものです。いわば中心的な活動であり、それを受ける執行部にとっても町政に関する考え方、住民が抱いているであろう疑問点などについて町としての見解を表明する貴重な時間です。それ故、質疑と答弁がかみ合うように通告制をとり、質疑に対する答弁について十分な準備期間をとり、町の見解が示されるよう配慮されています。

【参事】 駅西地域の道路の件については、昨年12月議会において質問されたもので、平成29年度中に事業の調整を進め採択を目指す旨の答弁をしました。現在は事業採択に向けた調整を行っている状況です。

少子化対策については、川辺町で可能な少子化対策に今後も力を注いでいくとして答弁しました。答弁では実施している、又は実施を予定している諸事業をあげ、子育てに対する町の見解をお示ししたところです。

高齢者の社会参加については、シルバー人材センターの必要性をはじめ、企業・関係機関との連携した問題解決に向かいたとしました。

一般質問に対する答弁では、答弁において現状の報告や今後の課題とする旨の答弁にとどまっているものも少なくあります。

せん。

一般質問が議会と執行

部においての重要な議論の場であることから、そこで質問されること、答弁の内容についてはそれぞれが責任を持ち論議されることは、二元代表制における議会制度の基本となるものです。それ故質問、それに対する答弁は責任を持った発言が求められます。

合もあることをご理解下さい。

平岡 正男議員

問 出生率を上げる「人口増施策」について

支給額の拡充を

議員指摘の答弁に対する行動や対応について議会への報告が必要なのではないかとこの意見については、意を同じくするところで、これまで一般質問に限らず、重要である事案や報告が必要とされるものについては、議員の皆様にお時間をいただき報告に努めてきました。今後においても必要にに応じ説明機会を設けていきたいと思っております。議員の皆様におかれましても必要と思われるものについてはお知らせをいただくことも一つの方法として、それに応じていくべきと考えますし、随時に開かれる議会行政連絡会議をはじめ、諸会議の折りに時間をいただき説明、報告等に努めて行きたいと考えています。

今年第1回定例会において「人口ビジョンについて」質問しましたが、町民の中で比較的若い方が「川辺町に定住したい」との意見が多くあったと回答がありました。こうした若い方が、川辺町に住みたい。と言っていることは、大変喜ばしい事と思えます。

いる1.8人には遠く及びません。川辺町の人口も年々減少し、そのまま推移すると自治体としての機能を果たせない可能性が危惧されます。

町においても「総合戦略・人口ビジョン」を策定し、なんとか人口減に歯止めをかけておられることは認めますが、成果を上げるための施策の踏み込みが今一歩足りないように感じます。

一例を挙げれば出産奨励金です。昨年度までは、第3子に10万円、第4子以降にはそれぞれ20万円を支給することとし実績として140万円が支給されました。これを本年度から対象を広げ第2子からの支給とされたことは、非常に良いことだと思います。

しかし、第2子はわず

か5万円です。果たしてこの金額で不安なく子どもを産み育てるといふ機運が高まるのでしょうか。本年度予算に計上された額は52件分355万円に過ぎません。

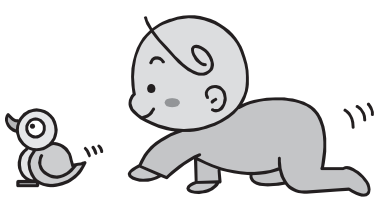
現予算額に1千万円程度を増額し支給額の拡充を図ることが出来ないでしょうか。また国民健康保険における出産一時金についても、50万円程度に支給額を引き上げてはいかがでしょうか。財政的に厳しいなど言っているのは川辺町が衰退するばかりです。執行部の考えを伺います。

一方、川辺町の人口は、平成12年の約1万1千人をピークに減少傾向になっており、生産年齢人口・年少人口ともに減少し、合計特殊出生率は平成26年値ですが、1.51となっております。

先般策定した川辺町人口ビジョンでは、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示し、

答 財政支援を中心とした子育て環境の整備をしていきたい

【住民課長】



あわせて川辺町総合戦略を策定し具体的施策を定めているところです。

一つ目の「出産奨励金」5万円については、「出産を祝福し、次代を担う児童の健全な育成及び福祉の増進に資すること」を目的に給付しています。

総合戦略に掲げる出産育児奨励事業として具体的な施策として掲げられているものです。金額の増額をとのご提案であり、出産奨励金として支給する額は、どの程度が妥当かとの見解がそれぞれ分かれるところかとは思いますが、本年度から事業を施行するにあたり2人目5万円、3人目10万円、4人目以降20万円との基準を定めスタートしたところですので、この基準で進めたいと考えています。

二つ目の国民健康保険

の出産一時金について42万円から50万円に引き上げたかどうかというご指摘ですが、出産一時金は、健康保険法で給付が規定され、健康保険法施行令でその金額が定められています。この金額の算定

基準は、全国の病院で出産にかかる平均的な費用を基準に設定されているものです。本来、出産にかかる費用を補填するという意味から支払われているもので、出生率を上げる目的のために給付を行うという性格のものではないため、増額の予定はありません。

川辺町総合戦略では、将来にわたるまちづくりの柱として人口の「自然減対策」と「社会減対策」の二つの視点を掲げて対策を位置づけています。子育て世代が安心して子育てができることを目的

として、結婚、出産、子育てへの切れ目のない支援が必要であるとして、経済的な支援を実施することなどにより、出生率の向上を目指すこととしています。

住民課関連の具体的な施策としては、不妊治療費の助成や妊婦の健康診査費の助成などのほか、出産後は赤ちゃん全戸訪問や乳幼児健診、中学校までの医療費助成などを中心に実施しながら、支援を進めていくこととしています。出生率の向上

は全国的な課題であり、将来にわたって解決しなければならぬ課題です。議員提案の支給額の増額を行うことも施策の一つであり、町としては一時的な助成金による効果も認めつつ、子ども・子育て世帯への財政支援を中心とした、子育て環境の

整備に重きをおいていくことが、出生率改善に向けての、現在取り得る実効的な方法と認識しています。

問 住宅建設の促進 について

平成29年度以降も

引き続き助成を

町長はかねてより、定住人口の増加促進策として、新築住宅購入者への固定資産税相当額の助成を本年度までの1年間延長することですが、町民からは「川辺町にはまだまだ加茂郡北部地域から移住される方が増える余地がある。」との声を聞きます。是非この機会を逃さないよう平成29年度以降も引き続き助成を続けていただき、人口増加に向けて積極的な施策と財政出動を必要と

思いますが、考えを伺います。

答

特色のある制度を研究・構築し、移住・定住人口の拡大を図りたい

【企画まちづくり課長】

住宅建設の促進については、平成25年度から「川辺町定住促進助成金制度」を設け、転出の抑制と転入の促進による定住人口の増加を図るため、町内に新築、もしくは建築後3年以内の住宅を取得し、入居された方を対象に、固定資産税の額を3年間助成する制度を実施しているところです。本制度は、当初は平成27年度までとしましたが、川辺町総合戦略において、移住・定住人口の増加を目指すなかで、その具体

的施策の一環としまして、1年間延長したところですので。

議員提言の平成29年度以降も引き続き助成をとのことですが、現状と見込みを申しますと、平成27年度末において、本制度により111件で

1,487万9千円の助成金を支払っており、今年度40件の申請を見込むと、平成31年度までに3,188万4千円を支出することとなります。

また、平成26年度からアンケート調査にご協力をいただき、65人の方から回答をいただいています。主な設問の内容と結果については、家族構成は二世帯の子ども同居が45件で70%、取得形態は新築・改築が64件中古住宅は1件のみ、前住所は町内が26件で45%、可見市6件で10%、美濃

加茂市・加茂郡がそれぞれ5件で9%、この場所に決めた理由は、先祖代々の土地が19件で30%、

前から川辺町に住んでいながら18件で28%、売りに出ていたが12件で19%、親戚等身内が近くに

いるが10件で16%、重視した点では、複数回答ですが、子育て環境が21件で18%、自然環境・交通の便・職場や学校からの距離がそれぞれ14%前後で続き、定住促進助成

金があるからは、2件2%弱となっています。また住宅取得の際に助成金制度を知っていたか

については、知らなかったが43件で66%を占めています。助成金の継続が継続したほうがよいと

回答されています。

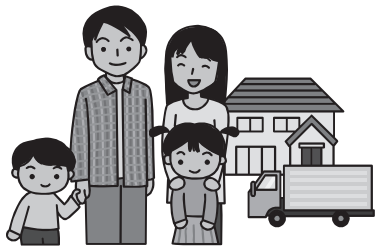
この結果から、今現在では、本制度のみにより

川辺町に移住・定住を決められた方は非常に少ない結果となっています。

しかし移住・定住の促進については、結婚や子育て支援、教育環境の充実や、働く場所の確保・安全安心なまち、さらには、郷土愛の醸成につながる魅力あるまちづくり

など、様々な施策を実施していくなかで、始めて本制度も生きてくるものと考えています。

従って、本制度の継続については、効果をさらに検証しつつ、子どもを安心して産み育てるといった点に配慮しながら、



また総合戦略に記載している多世代同居・近居推進事業、空き家バンク制度とあわせて、本町の特徴を生かすことのできる

制度を研究・構築し移住・定住人口の拡大を図りたいと思います。

井戸 三兼議員

問 町の耐震化策について

〽万々に備えた対策を

4月14日に起きた熊本地震は、内陸部の活断層が引き起こしたとみられ、

内陸直下型地震の威力の凄さに驚きました。また30年以内の発生確率0%の熊本県で起きたことから、岩盤が固くて安全というこの川辺町でも「いつ大地震が起きてもおかしくない」のです。全国にある主要活断層97か所

のうち、岐阜県内には11か所あり、全国の実に11%を占めることにも驚かされます。

濃尾断層帯は根尾谷断層、梅原断層、三田洞断層の3つで成り立ち、明治24年に起こった濃尾地震では根尾谷断層のズレ

が大きく、最大7.6mの左横ズレが生じ、祖父から「竹藪の中で3日間過ごしたとの話を聞いております。今後、本巢市

から美濃加茂市・坂祝町境界に到る梅原断層の活動や南海トラフの誘発地震も考えられます。何千年に1度というサイクルで起こる地震に過度に敏感になる必要はないかもしれませんが、最近、阪

神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震と相次いで起こっており万々に備えておかねばなりません。

①震度7の地震が連続し

て起こるといふ熊本地震規模の直下型地震が起こった場合、耐えうる公共施設（役場・中央公民館・学校・保育園等）はあるのでしょうか。

②川辺町の災害時用備蓄食料2千食・飲み水は2千本（2リットル）を確保していると聞いていますが、人口約1万人の5分の1の量であることの根拠は。

③今後、公共・民間建物の耐震化に向けて、どのような対策を行っていくつもりでしょうか。

【総務課長】
本年、4月に発生した熊本地震は日本の観測史上初めて、一連の地震活動で震度7が2回以上観測されたという内陸直下

型地震で、家屋の倒壊、土砂崩れなど甚大な被害をもたらしました。改めて、公共施設、住宅など民間施設の耐震化、災害時の備蓄品の準備、避難所での運営など自助、共助についての重要性も認識したところです。

町の地震対策に関する計画では、地域防災計画があり、今後、30年以内に70%の確立で発生し、町南部及び飛騨川沿い地域で震度6弱と予測される、東日本大震災と同様の海溝型地震である南海トラフ巨大地震。そして、川辺町直下では確認されていないものの濃飛断層帯、阿寺断層帯といった活断層が周辺には存在しており、阪神淡路大震災、熊本地震と同様の直下型地震が予測されるとして、地震災害に位置づけられています。

問 企業立地の推進と土地利用の有効策について

土地利用の方向性は、

先の3月定例会の井戸

議員の一般質問において

企業誘致・住宅団地は、

土地利用の規制や団地造

成等に巨額な費用が必要

であり、実施は厳しい旨

の答弁がありました。若

干見解の相違もあります

ので改めて質問します。

①先の議会の答弁で産業

立地基本構想を基に上川

辺細田地区を前提に造成

費・周辺整備費が試算さ

れ、費用が高額である旨

答弁がありました。が周辺

整備事業(町道整備中心)

については、本事業とは

切り離して道路整備事業

として国の財源を担保し

て進めるべきです。

このような状況の中、直下型の熊本地震の威力の大きさ、被害を危惧され、「万一の備え」の視点から3点の質問に順次お答えします。

①「震度7の地震が連続で起こった場合、耐える公共施設はあるのか」についてですが、昭和56年5月以降設計・建築された建築物、それ以前に建築され耐震化を図った建築物は、それぞれ新耐震基準により建築・改修されています。

新耐震基準は建築物の存在期間中に数度遭遇すると予測される地震、および震度5程度を想定していますが、これはほとんど損傷しない。また建築物の存在期間中に一度は遭遇することを考慮する地震、および震度6強～震度7程度では、倒壊・崩壊するおそれがないとされています。加えてこの基準は複数の大きな地震が連続して起こることを想定したものではありません。熊本地震において、新耐震基準の建築物も被害を受けているとの報道もあり、役場・中央公民館・学校・保育園は、新耐震基準を満たしていますが、確実に耐えうるとは断言できません。

このことから国土交通省・国立研究開発法人建築研究所では、共同で委員会を立ち上げており、この委員会では熊本地震の建築被害の原因分析、建築基準のあり方の検討を進めていく方針で、今後この委員会等の動きにも注視していきたいと考えています。

②「備蓄倉庫に保管されている、災害時用備蓄食料、飲料水の数の根拠について」ですが、平成27年度末では2,900食分の保存米、保存水が備蓄されています。26年度末では、2,000食分でしたが、27年度に3基の備蓄倉庫を新たに設置し、2,900食分となっています。

この根拠は、平成25年に岐阜県が公表した川辺町で最も大きな被害が想定される南海トラフ大地震において避難者数274人、帰宅困難者10人の想定被害となっています。一般的には災害後ライフラインの復旧に3日間とされています。このため300人の3食3日分では2,700食となり、これを満たす備蓄品としています。

③「公共・民間建物の耐震化の対策は」についてです。今後統廃合を検討している、福島・比久見

の教員住宅及び旧庁舎を除き、公共・公用の用に供している建築物で昭和56年5月以前に建設された建築物については、新耐震基準による耐震化工事及び耐震診断による基準を満たしているかの確認を行っています。本年度は、第一保育所の非構造部の耐震化を実施予定としていますが、引き続き非構造部の耐震化を実施していきたいと考えています。

次に民間建物の耐震化についてですが、昭和56年5月以前に建築された木造住宅に対して、国の補助金を活用した無料耐震診断事業や耐震補強工事に最大101万1千円の補助をするといった耐震化推進事業を実施しています。

また、平成27年度においては広報誌や防災行政無線による呼びかけや、該当となりそうなお宅を直接訪問し制度をご案内するローラー作戦によるPRを中川辺地区で実施しました。その結果全町で耐震診断7件、耐震補強工事2件の実績がありました。本年度についても、広報誌や防災行政無線でのPRのほか、上川辺・下麻生地区を対象にローラー作戦の実施など啓発活動に一層注力し、昨年度以上に耐震化を促進していきます。



次に土地取得費・造成費は、積算から8年経過し金額についての見直しをされているのか。具体的な積算についてお示下さい。

また産業立地構想に基づく候補地は総合計画によれば8候補地となっているが、今回提示された上川辺細田地区以外についても実施困難と理解してよいのか。更に総合計画の8候補地以外も関係機関と連携して情報発信を行う旨の記述がありますがどうですか。企業立地を進める手法は町が土地開発公社（現在は廃止されている）を介して直接地権者から土地を取得して事業を起す方法と、企業と地権者の間に入り斡旋・企業支援・地域との調整を行って間接的に関与する方法を想定します。後者の方法はリスク

の度合いが町として受けられるものであれば進めて行くことができると思います。

どのような方式で進めるにあたって上川辺細田地区について、町として企業立地が実施困難であるということであれば今後当該地区一体の土地利用をどのように図るのか。例えば住宅誘致を前提にした区画整理等は検討できないか。

②土地利用規制の問題ですが、川辺町は農地の殆どが農業振興地域に指定され土地利用の転換を阻んでいます。今般軽微な農振地域からの申請の受付は1回から2回の受付の変更が町当局の決断で行われます。しかし今、正に求められているのは町が企業誘致を始め諸施策の推進をするための大きな壁である農業振興区

域から如何に除外をしていくかです。

そこで提案ですが、予め農業振興地域整備計画の農用地区域の見直しを行い、町の施策を展開できるよう早急の見直しをされたい。特に町長のリーダーシップが不可欠でありすが見解を求めます。

③川辺町には総合計画を頂点に諸施策ごとに個別の計画があります。企業立地で言えば、第5次総合計画を実施するため産業立地構想や行政改革大綱に産業振興を掲げ、働く場所の確保や税収の増加を計るべく位置づけがなされ整合性を保っています。加えて企業誘致を実行するために企業立地促進条例を制定し積極的な支援を行うこととしています。

そこで質問ですが、現

状において計画相互に齟齬があると考えますが見解はどうですか。

④パブル崩壊後の長引く不況や円高により企業立地環境は非常に厳しい状況であったが、昨今円高是正を始め企業の収益構造等も改善され企業の立地環境も改善しているものと予測していますが、

現下の企業誘致動向についてどのような状況にあるのか、全国・県レベル、周辺動向、川辺町の状況についてわかる範囲でお答えください。



【農業振興地域】
農業振興地域の

整備に関する法律（農振法）に基づき市町村が策定する農業振興地域整備計画により農業を推進することが必要と定められた地域のこと。農振と略されることが多い。

また、工場立地法及び企業立地促進法に基づく基本計画の川辺町の位置づけ及び、工場適地の状況についてこれまでの取組みについてお答えください。

答

策を練りながら進めていきたい

【町長】

次に産業立地基本構想策定から8年が経過し、土地造成費等の金額を見直したかという点については、上細田の費用として当時算出した額は、多くて14億少なくて9億の二つの数字が出ており、その金額が大幅に変わることは考えにくいため、現状では見直しを行っていません。

工場立地法等の規制緩和による影響額も、全体の見直しを行っていない関係から積算はしておりません。

今までも答弁して参りましたが、8年前に策定した産業立地構想では、町が先行造成する所謂「レディーメード方式」として算出した金額であり、8年を経過しても大きな財政負担が伴うとの見解をもっており、土地の塩漬けなどリスクを抱

える恐れがあることから、現段階では実施困難と考えています。

現在は県からの情報や企業からの直接のアプローチには、当町が保有する候補地等を示しながら、担当部署では可能な限りの協力を行う旨も説明し、真摯に向き合い対応をしています。

上細田地区の土地利用については、工場団地計画が困難な中、現段階では検討しておりません。しかし川辺町の人口増加や若い世代の定住を考えた場合、上細田地区も含め町全域を対象に執行部で調整を進め、財政事情も加味し必要な整備の研究をして行きたいと考えます。

②農業振興地域は、総合的に農業振興を図るべき地域として、その指定は国の定める「農業振興地

域整備基本方針」に基づき、都道府県知事が行います。本町は都市計画区域の用途地域を除き、平地のほぼ全域が農振法による網が掛かっており、開発事業者側から見ると土地利用の転換を阻むものとなっています。

しかし農業振興の立場からすると、農地を農地として利用していくための重要な「規制」であり、その点はご理解下さい。農振計画の変更には、何らかの目的をもって立案する緊急性及び実効性のある具体的な事業計画が必要となります。例えば「広範な土地を一定の事業へ活用する工場団地や住宅団地の計画」など、県に対しては、その土地利用の計画に基づき農業振興地域整備計画の変更に関し話を進めることとなります。当然ながら、

その際には町長としての強いリーダーシップを発揮し臨んでいく所存です。③総合計画をはじめとする各計画には、産業立地・産業振興による新たな雇用の創出・安定した財源の確保などを掲げ、一連の各計画間の整合性は保たれています。

しかし現状での企業立地の進んでいない状況にあつて、各計画間に齟齬がある点は認めるところです。とはいえ総合計画等で定める産業振興による雇用創出や財源の確保については、工場団地造成による企業立地だけをもって掲げている内容・目標ではないと考えており、引き続き企業誘致を進めるとともに、新たな雇用対策や企業支援策を進めながら計画を進めたいと考えています。

④国レベルの状況につい

ては、経済産業省の資料によると平成27年1月から12月期の状況では、立地件数1,045件で前年比3.7%増、立地面積では1,122haで前年比5.0%の減となっています。県レベルでは、岐阜県企業誘致課の資料によると国と同期の状況で、立地件数37件で全国8位、前年は41件で4件の減となっています。立地面積では35haで全国12位、前年は45haで10haの減となっています。

町レベルでは、立地実績はありませんでした。ただし町へ話があつたものは、平成27年度から現在までに5件の問い合わせがあり、現地の紹介など対応を行いました。結果には結びついておりません。

次に工場立地法については「工場立地に関する

調査」を主眼に「緑地面積率の緩和など工場立地に係る準則の公表」これらに基づき勧告・命令等を行う内容となっています。

町としては法第2条の「工場立地に関する調査」として、岐阜県企業誘致課からの調査依頼に基づき、製造業・電器供給業・ガス供給業などの工場設置等の見込みを報告するもので、農地転用や企業

からの相談から判断し報告をすることになります。近年は当該事例がなく、その旨を報告しております。

企業立地促進法に基づく基本計画の位置づけについては、圏域の中濃地域を一体の地域として「産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画」を策定しています。計画の中で川辺町は、他の市町村と同様に産業の集積区域として設定しています。

なおこの地域に位置づけをされた場合、立地する企業に対して「課税の特例」「緑地面積率の引き下げ」「中小企業の立地に対する低利融資」などの支援措置があります。ただし自然公園区域・鳥獣保護区などの区域は、産業の集積区域には含めないものとされています。



巖 敬二郎議員

問 空き家対策について

これらの区域は町内にも存在し、産業立地構想で候補地となった場所にも該当する区域があります。この区域にある候補地は、産業の集積区域とはできないことから位置づけされていません。

また、このことは構想策定段階から判明していた事実として承知されており、候補地の工場適地の扱いとしては、実効性が明確化されていない関係から鳥獣保護区等の見直しは行っていません。

町の活性化のためには、土地利用を進めることは重要な施策であると認識をしており、農業振興との調和を図りつつ早い段階で執行部において策を練りながら進めていきたいと思います。

今後の対策は、

現在、住む予定のない空き家を相続放棄する人が急増しています。昨年

5月に「空き家対策特別措置法」が全面施行し、

自治体は一定の手続きを踏めば倒壊の恐れがある危険な空き家を行政代執行で強制撤去できるようになりました。費用は所有者に請求できますが、

町の財政負担が生ずる可能性があります。安易な相続放棄に歯止めをかけるため、町が解体費用の一部を助成するなど早い段階で関与し、相続人に適正な管理を促す必要があると思います。

町は今どのような対策を取っているのですか。

そして今後どのような対策を取ろうと思っているのかお尋ねします。

答 対策計画を策定して、対策に繋がりたい

【基盤整備課長】

川辺町における空き家対策としては、昨年度に空き家の実態調査を実施しました。その結果、町内の空き家総数は258棟、そのうち倒壊の危険や景観・衛生上問題のある空き家は103棟にのぼることが判明しました。この結果は役場内の関係各課で組織する川辺町空家連絡会議を開催し、情報共有と連携を深めました。この連絡会議は、空家等対策計画策定に向け、今後も継続的に開催していきます。

空き家は個人の財産で



あるため、所有者（相続人）が適切に管理を行うことが大前提となります。しかし議員指摘のとおり、空き家の所有者が町からの修繕要望や費用請求に応じていただけない場合も考えられます。

これまでも倒壊の恐れや庭木の繁茂など管理上問題のある空家に対しては、過去4年間で7人の所有者に合計17回の改善要望の文書を送付して適

正な管理を促しました。今後も所有者による管理を基本原則とし、空き家所有者への働きかけを継続・強化していきます。

また空き家を増やさないための対策については、今年度に素案を作成する

川辺町空家等対策計画に盛り込みますが、①国の空家対策総合支援事業（国費2分の1）等を活用し、空き家の除去やり

フォームに関する補助制度の創出②空家バンクの運営による空き家の利活用の促進③様々な媒体を活用した所有者への管理責任の啓発などが柱になると考えています。

その他にも、相続した空き家を耐震改修して売却する場合や除去して土地を売却する場合には、譲渡所得が3,000万円控除される税制上の特例措置が今年4月から施

行されるなど国を挙げて空き家を増やさない取組みが実施されています。

川辺町においても、国県の動向や先進地の事例等を研究しつつ、まずは対策計画を策定し有効な対策に繋がっていきたくと考えています。

佐伯 雄幸議員

問 子宮頸がんワクチンについて

接種後の問題は、

「子宮頸がん」とは20〜30代の女性が発症するすべてのガンの中で乳ガンに次いで第2位となっていて、日本では1日に約10人の女性が子宮頸がんによって死亡しています。この「子宮頸がん」は女性なら誰でも罹る可能性のある病気です。発生にはヒトパピローマウイルス

ス（HPV）と呼ばれるウイルスが関わり長期に亘り感染することによってガンになると考えられています。症状が進行した時には、足腰の痛みや血の混じった尿が見られることもあり。他のガンと同様に少しずつ進行して時期が遅くなると治療が難しくなります。

HPVとは皮膚や粘膜に感染するウイルスで100以上の種類があり少なくとも15種類が子宮頸ガンの患者から検出され「高リスク型HPV」と呼ばれていて、子宮頸ガン以外にも中咽頭ガン・肛門ガン・陰ガンなどにも関わっていると考えられています。しかし感染しても90%以上の場合2年以内にウイルスは自然に排出されます。ウイルスが自然に排出されずに数年から数十年に

亘って持続的に感染した

場合はガンになるとされています。そのための予防として子宮頸ガン予防ワクチンを接種し感染を予防することや、検診を定期的に行うことで早期のガンを発見し負担の少ない治療に繋げることになります。法に基づくワクチンの接種は強制ではありませんが、実際には予防接種を受ける際にはワクチンの有効性とリスクを十分に理解したうえで受けるかどうかを判断しなくてはなりません。ワクチンは平成21年12月に販売が開始され、平成26年11月までに小・中高生約338万人が接種を受け、588人が全身にしびれや痛みなどの副作用を訴える事例が生じています。

川辺町では平成23年1月に「子宮頸ガン等ワクチン接種緊急促進事業」を開始し、中学1年から高校2年生の女子を対象に任意予防接種として平成25年度からは定期予防接種とされています。

省より積極的な接種勧奨の一時差し止めが決定されたことを受け、積極的

勧奨は差し控えられています。しかし定期予防接種として位置づけされているため、希望者には接種できるよう案内されています。そこで川辺町では、これまで延べ約800人が予防接種を受けていますが、何も問題がなかったのでしょうか。問題がある場合は、どのように対応されるのですかお尋ねします。

町では平成23年1月から子宮頸ガン等ワクチン接種緊急促進事業を実施しており、平成25年3月

答 がん検診とともに、子宮頸がんの予防に努めたい

【住民課対策監】

町では平成23年1月から子宮頸ガン等ワクチン接種緊急促進事業を実施しており、平成25年3月までの任意予防接種の時期には、延べ796人が接種を受けています。また平成25年4月から平成25年6月14日の厚生労働省からの積極的な接種勧奨の一時差し止めが決定されるまでの定期予防接種の時期には延べ14人で合計810人が接種を受けていますが、副反応についての問い合わせは、保護者及び実施医療機関から全くないので、現時点では問題はなかったと判断しています。

万が一、予防接種による健康被害が発生した場合

合には救済給付を行うために予防接種健康被害救済制度があります。従って健康被害が生じた場合は、まず実施主体である町に相談していただき、都道府県を通じて、厚生労働省へ申請をします。その申請書類をもとに、疾病・障害認定審査会で審査を行います。その審査の結果を受けて、町の審査の結果を受けて、町から支給の可否を通知し、町が救済給付を行います。

そして、そのような健康被害を受けている方に対しては、県庁の保健医療課や県教育委員会の体育健康課に設置された相談窓口があり、両者が連携を行いながら、個別具体的な相談対応ができるようになっていきます。また予防接種後に生じた症状の診療機関として県内では、岐阜大学医学

部付属病院があります。

HPVワクチンの接種だけでは、全てのがんの感染を防ぐことはできません。従来から町で実施している子宮がん検診を定期的に受けることが大変重要です。毎年20歳になられる女性に対して、無料がん検診のクーポンを送付し、若い年代からのがん検診受診の機会と検診の重要性のPRをしています。今後もHPVワクチンの国の動向等を対象者に周知しつつ、がん検診と共に、子宮頸がんの予防に努めたいと考えています。



議会 会 日 誌

28年5月～28年7月

5月

- 8日・第7回かも1グランプリ(坂祝町)
- 11日・富加七宗線改良整備促進期成同盟
会計監査
- 14日・飛騨美濃合併140周年記念行事
- 15日・川辺町青少年育成町民会議総会
- 18日・議会事務局職員研修会
- 19日・可茂地域市町村議会議長会議
- 23日・岐阜県町村議会議長会臨時総会評議員会
・可茂町村議会議長会
- 24日・立志式
・町商工会通常総代会
- ・洞戸川辺間主要地方道改良整備促進期成同盟会計監査
- 27日・議会運営委員会
- 29日・川辺町消防操法大会
- 30日～31日
・全国町村議会正副議長研修会

6月

- 1日・川辺おどり実行委員会
- 2日・まちひとしごと創生審議会
- 5日・加茂郡体育大会(富加町)
- 7日・定例会(初日)
- ・総務委員会
- 8日・総務委員会
・議会行政連絡会議
- 13日・平和大行進
- 17日・定例会(最終日)
- 20日・東海環状自動車中東濃地域建設促進協議会
- ・加茂郡消防操法大会出場隊激励会
- 24日・可茂土木事務所行政懇談会
・議会報編集委員会
- 26日・加茂郡消防操法大会(白川町)
- 28日・中濃就農応援隊結団式
- 29日・川辺町児童発達支援事業施設新築
工事安全祈願祭



7月

- 5日・議会報編集委員会
- 6日・議会議員セミナー
- 8日・飛騨美濃合併140周年記念式典
- 15日・議会報編集委員会
- 19日・可茂広域一部事務組合議会臨時会
- 21日・リニア中央新幹線建設促進期成同盟会総会
- ・生活安全推進協議会
- 25日・国道418号整備促進期成同盟会
総会
- 26日・可茂町村議会議員研修会
- 28日・第6次行政改革推進協議会



編集後記

7月10日、選挙年齢を18歳まで引き下げた初の国政選挙である参議院選挙が行われました。

投票率は18～19歳の投票率は45.45%、全体では54.75%でした。20～30歳代の投票率は、さらに低い投票率でした。今後、若い年代が選挙に興味を持って、投票してもらい、全体の投票率の向上が図られることを期待します。

選挙は、住民の代表者(議員)を送り出すもので、議員は、議会活動を通じて住民の意見・要求等をまとめ、その意思決定を行い実現させることです。

町政には、町民の皆さんの意見提起や働きかけが必要です。議会としても、話しかけられやすい土壌づくりに努めていかねばならないと思います。